

雇止めの慎重な検討について（労使の取り組みのお願い）

無期労働契約への転換ルールの導入は、有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合に、労働者からの申込みによって無期労働契約に転換することができるようになりますことにより、労働者の雇用の安定を図ろうとするものですが、このルールの導入に伴い、有期契約労働者が無期労働契約への転換前に雇止めとなる場合が増加するのではないかとの心配があります。

このため、雇用の安定がもたらす労働者の意欲や能力の向上や、企業活動に必要な人材の確保に寄与することなど、無期転換がもたらすメリットについても十分にご理解いただき、雇止めの判断に当たっては、その実際上の必要性を十分慎重に検討のうえ、御対応いただけようお願いします。

また、有期労働契約を5年を超えて繰り返し更新することが見込まれる場合には、無期転換が円滑に進むよう、無期転換後の労働条件の在り方について、労使で、あらかじめよく話し合い、就業規則や労働契約書などに規定しておくことをお勧めします。

こうした労使の取り組みに加え、厚生労働省としても、雇止めや無期転換などに関する労使間の紛争の未然防止に資するよう、企業へのきめ細かい支援を行つてまいります。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください

改正労働契約法 パンフレット、条文、施行通達など

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/

モデル労働条件通知書 様式

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/pamphlet.html

都道府県労働局・労働基準監督署・総合労働相談コーナー 所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/>

(総合労働相談コーナー)

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>